

佐野市自立支援教育訓練給付金について

＜支給要件＞

- 雇用保険法の受給資格がない者
- 母子家庭の母または父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養している者
- 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者
- 教育訓練給付制度の指定講座であること
- 佐野市の住民基本台帳に記録されている者
- 教育訓練を受けることが適した職業に就くために必要であると認められる者
- 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない者
- 佐野市母子父子自立支援員との事前相談を受けている者



※ 講座指定申請時及び支給申請時に上記の要件を満たしていることが必要です。

＜支給までの手続＞

1 事前相談票の提出

提出書類	自立支援教育訓練給付金事前相談票（様式第1号）
------	-------------------------

2 講座指定申請書の提出

提出書類	自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書（様式第2号）
添付書類	申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本
	世帯全員の住民票
	児童扶養手当証書の写し （児童扶養手当を受給していない場合は所得証明書）
	対象講座のチラシ（受講料・日程等が分かるもの）
その他	本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード、運転免許証等）

(1) 変更申請書の提出（講座の期間に変更があった場合）

提出書類	自立支援教育訓練給付金対象講座指定訓練期間変更申請書（様式第4号）
------	-----------------------------------

(2) 資格喪失届の提出（受給資格を失った場合）

提出書類	自立支援教育訓練給付金受給資格喪失届（様式第6号）
------	---------------------------

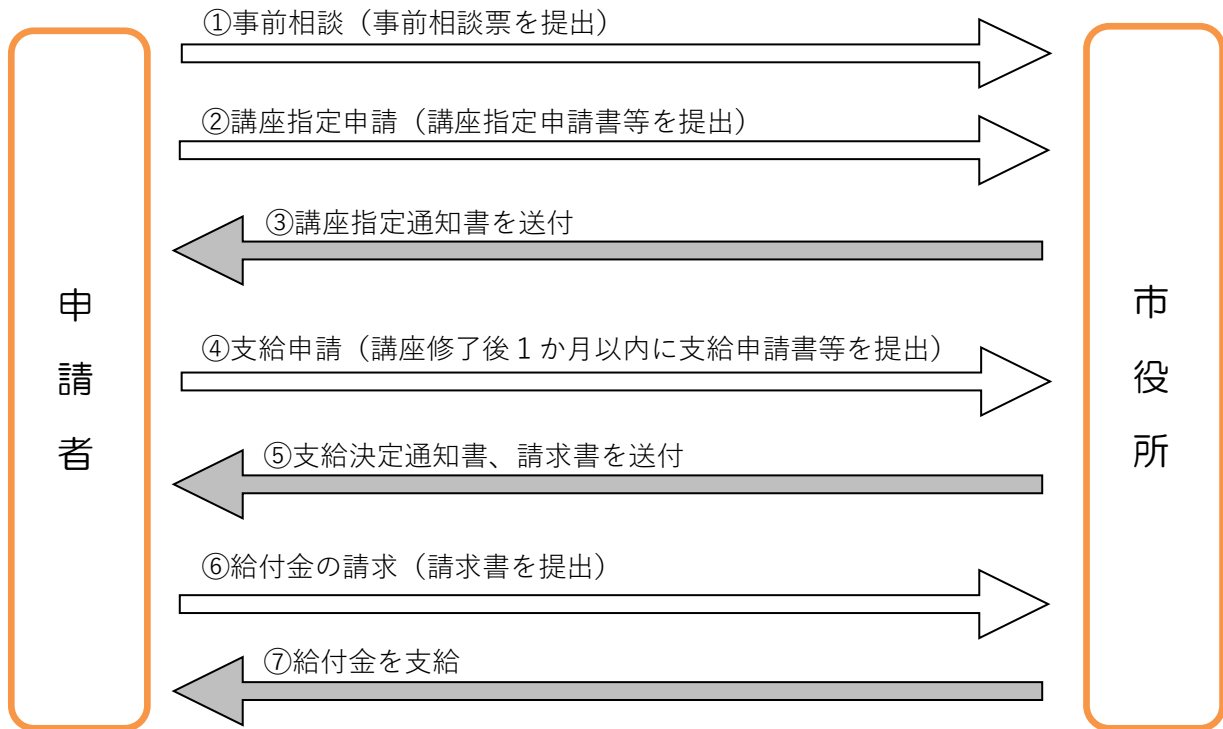
3 支給申請書の提出（講座修了後1か月以内に）

提出書類	自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第7号）
添付書類	修了証明書の写し
	受講料の領収書の写し
	振込先口座の通帳の写し
	【該当者のみ】事業主等から支給された補助金等の額を示した通知 【該当者のみ】教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書
その他	本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード、運転免許証等）

4 請求書の提出

提出書類	自立支援教育訓練給付金請求書
------	----------------

<支給までの流れ>



<事業主等から補助金等が支給される場合>

事業主等から教育訓練に対する補助金等が支給される場合は、教育訓練経費からその補助金等を差し引いた額の6割相当額（上限20万円）を支給します。※事業主等から支給された補助金等の額を示した通知を提出してください。

<一般教育訓練給付金を受給できる場合>

教育訓練経費から一般教育訓練給付金の額（受講料の2割相当額（上限10万円））を差し引いた額を支給します。※ハローワークから通知される「教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書」の写しを提出してください。

<給付金の計算式>

①事業主等からの補助金等：なし 一般教育訓練給付金：なし

$$\text{給付金} = \text{教育訓練経費} \times 60\%$$

②事業主等からの補助金等：あり 一般教育訓練給付金：なし

$$\text{給付金} = (\text{教育訓練経費} - \text{事業主等からの補助金等}) \times 60\%$$

③事業主等からの補助金等：なし 一般教育訓練給付金：あり

$$\text{給付金} = \text{教育訓練経費} \times 60\% - \text{一般教育訓練給付金の額}$$

④事業主等からの補助金等：あり 一般教育訓練給付金：あり

$$\text{給付金} = (\text{教育訓練経費} - \text{事業主等からの補助金等}) \times 60\% - \text{一般教育訓練給付金の額}$$

※上限20万円。ただし、その額が1万2千円を超えないときは支給されません。